

## 記録閲覧等の概況及び不服申立事件等について

## 刑事局総務課検務第二係

当局に報告のあった保管記録等の閲覧（謄写）状況、保管記録閲覧等に関する処分に対する不服申立事件について取りまとめたので、執務の参考とされた。

## 第1 保管記録等の閲覧（謄写）状況等

平成24年（調査期間：平成24年1月1日から同年12月31日まで）における保管記録等の閲覧（謄写）状況等の概要は次のとおりである。

## 1 概況

平成24年における保管記録等の閲覧（謄写）状況は1表のとおりである。

平成24年の保管記録に対する閲覧請求件数は、平成23年の21,640件から1,379件増加して23,019件となった。

閲覧請求に対し、閲覧を許可（一部不許可を除く。）した件数は22,925件、不許可件数は49件、一部不許可件数は45件であり、閲覧を許可した件数が請求件数の99%以上を占めている。

また、閲覧が許可された保管記録のうち、21,107件（許可件数の91.9%）について謄写申請がなされ、21,031件（謄写申請件数の99.6%）が許可されているところ、謄写の不許可件数は37件、一部不許可件数は39件となっている。

このほか、再審保存記録に対して5件、刑事参考記録に対して1件、記録事務規程第11条の特別処分に係る保存記録に対して2件の閲覧請求がなされ、いずれも全て閲覧が許可されている。

【1表】 保管記録等の閲覧（照写）状況

|                              |       |          |
|------------------------------|-------|----------|
| 1 保管記録                       | 閲覧請求  | 23,019 件 |
|                              | 許可    | 22,925 件 |
|                              | 一部不許可 | 45 件     |
|                              | 不許可   | 49 件     |
|                              | 照写申請  | 21,107 件 |
| 2 再審保存記録                     | 許可    | 21,031 件 |
|                              | 一部不許可 | 39 件     |
|                              | 不許可   | 37 件     |
|                              | 閲覧請求  | 5 件      |
|                              | 許可    | 5 件      |
| 3 刑事参考記録                     | 一部不許可 | 0 件      |
|                              | 不許可   | 0 件      |
|                              | 閲覧請求  | 1 件      |
|                              | 許可    | 1 件      |
|                              | 一部不許可 | 0 件      |
| 4 記録事務規程第11条の<br>特別処分に係る保存記録 | 不許可   | 0 件      |
|                              | 閲覧請求  | 2 件      |
|                              | 許可    | 2 件      |
|                              | 一部不許可 | 0 件      |
|                              | 不許可   | 0 件      |

## 2 裁判所からの送付嘱託等の受理・処理状況

## (1) 確定記録に係る送付嘱託等の受理・処理状況

平成22年から平成24年までの受理・処理件数は2表のとおりであり、平成24年における受理件数は、前年から67件減少して970件となっている。

これを処理区分別件数でみると、「全て送付」としたものが667件で受理件数の68.8%を占めている。他方、送付嘱託等に応じなかった（全く応じなかった又は一部送付に応じた）件数は303件あり、受理件数の31.2%を占め、このうち、全く応じなかった件数は55件あり、送付嘱託等に応じなかった件数の18.2%を占めている。

【2表】 確定記録に係る送付嘱託等の受理・処理状況

| 年次    | 受理件数  | 処理件数         |              |            |
|-------|-------|--------------|--------------|------------|
|       |       | 全て送付         | 一部送付         | 全く応じない     |
| 平成22年 | 1,072 | 868<br>81.0% | 126<br>11.7% | 78<br>7.3% |
| 平成23年 | 1,037 | 712<br>68.7% | 248<br>23.9% | 77<br>7.4% |
| 平成24年 | 970   | 667<br>68.8% | 248<br>25.5% | 55<br>5.7% |

※上段：件数 下段：受理件数に対する比率  
※送付嘱託のほか、目録者の特定のための情報について調査の嘱託がなされた件数も含む。  
※「全て送付」には、身上・前科及び身柄関係書類については不送付としたものを含む。

受理件数について、自動車による過失致死傷罪とそれ以外の罪名で区分したものが3表であるが、平成24年においては、自動車による過失致死傷罪に係る記録に対する送付嘱託が全体の56.0%を占めている。

【3表】 自動車による過失致死傷罪に係る送付嘱託等受理件数

| 年次    | 受理件数  | 自動車による<br>過失致死傷罪 | その他          |
|-------|-------|------------------|--------------|
| 平成22年 | 1,072 | 579<br>54.0%     | 493<br>46.0% |
| 平成23年 | 1,037 | 540<br>52.1%     | 497<br>47.9% |
| 平成24年 | 970   | 543<br>56.0%     | 427<br>44.0% |

※上段：件数 下段：受理件数に対する比率

なお、平成24年における処理件数について、処理区分ごとに自動車による過失致死傷罪とそれ以外の罪名で区分したものが4表である。

【4表】 自動車による過失致死傷罪に係る送付嘱託等処理件数

| 平成24年  | 処理件数 | 自動車による<br>過失致死傷罪 | その他          |
|--------|------|------------------|--------------|
| 全て送付   | 667  | 369<br>55.3%     | 298<br>44.7% |
| 一部送付   | 248  | 138<br>55.6%     | 110<br>44.4% |
| 全く応じない | 55   | 36<br>65.5%      | 19<br>34.5%  |

※上段：件数 下段：処理件数に対する比率

## (2) 不起訴記録に係る送付嘱託等の受理・処理状況

平成22年から平成24年までの受理・処理件数は5表のとおりであり、平成24年における受理件数は、前年から80件増加して1,809件となっている。

これを処理区分別件数でみると、送付嘱託等に応じなかった（全く応じなかった又は一部送付に応じた）件数が1,207件あり、受理件数の66.7%を占め、中でも「一部送付」としたものが1,025件で受理件数の56.7%を占めて最大となっている。

【5表】 不起訴記録に係る送付嘱託等の受理・処理状況

| 年次    | 受理件数  | 処理件数         |                |              |
|-------|-------|--------------|----------------|--------------|
|       |       | 全て送付         | 一部送付           | 全く応じない       |
| 平成22年 | 1,787 | 664<br>37.2% | 985<br>55.1%   | 138<br>7.7%  |
| 平成23年 | 1,729 | 595<br>34.4% | 955<br>55.2%   | 179<br>10.4% |
| 平成24年 | 1,809 | 602<br>33.3% | 1,025<br>56.7% | 182<br>10.0% |

※上段：件数 下段：受理件数に対する比率  
※送付嘱託のほか、口筆等の特定の目的の情状について調査の嘱託がなされた件数も含む。  
※「全て送付」には、身上・前科及び身柄関係書類については不送付としたものを含む。

受理件数について、自動車による過失致死傷罪とそれ以外の罪名で区分したものが6表であるが、平成24年においては、自動車による過失致死傷罪に係る記録に対する送付嘱託等が全体の89.9%を占めている。

【6表】 自動車による過失致死傷罪に係る送付嘱託等受理件数

| 年次    | 受理件数  | 自動車による過失致死傷罪   | その他          |
|-------|-------|----------------|--------------|
| 平成22年 | 1,787 | 1,592<br>89.1% | 195<br>10.9% |
| 平成23年 | 1,729 | 1,551<br>89.7% | 178<br>10.3% |
| 平成24年 | 1,809 | 1,626<br>89.9% | 183<br>10.1% |

※上段：件数 下段：受理件数に対する比率

なお、平成24年における処理件数について、処理区分ごとに自動車による過失致死傷罪とそれ以外の罪名で区分したものが7表である。

【7表】 自動車による過失致死傷罪に係る送付嘱託等処理件数

| 平成24年  | 処理件数  | 自動車による過失致死傷罪 | その他         |
|--------|-------|--------------|-------------|
| 全て送付   | 602   | 571<br>94.9% | 31<br>5.1%  |
| 一部送付   | 1,025 | 925<br>90.2% | 100<br>9.8% |
| 全く応じない | 182   | 130<br>71.4% | 52<br>28.6% |

※上段：件数 下段：処理件数に対する比率  
※「全て送付」には、身上・前科及び身柄関係書類については不送付としたものを含む。

## 3 弁護士法第23条の2に基づく弁護士会からの閲覧（謄写）に係る照会の受理・処理状況

平成22年から平成24年までの受理・処理件数は8表のとおりであり、平成24年における受理件数は、前年から2,091件増加して27,245件となっている。

閲覧（謄写）の許可状況について処理区分別件数でみると、「全て許可」としたものが24,436件で受理件数の89.7%を占めて最多となっているところ、許可しなかった件数（全部又は一部許可しなかった件数）は2,809件あり、これは受理件数の10.3%を占める。

【8表】 弁護士法第23条の2に基づく弁護士会からの閲覧（謄写）に係る照会の受理・処理状況

| 年次    | 受理件数   | 処理件数            |                |             |
|-------|--------|-----------------|----------------|-------------|
|       |        | 全て許可            | 一部許可           | 全く応じない      |
| 平成22年 | 23,743 | 21,607<br>91.0% | 1,544<br>6.5%  | 592<br>2.5% |
| 平成23年 | 25,154 | 21,582<br>85.8% | 2,991<br>11.9% | 581<br>2.3% |
| 平成24年 | 27,245 | 24,436<br>89.7% | 2,306<br>8.5%  | 503<br>1.8% |

※上段：件数 下段：受理件数に対する比率  
※「全て許可」には、身上・前科等関係書類については不許可としたものを含む。

受理件数について、自動車による過失致死傷罪とそれ以外の罪名で区分したものが9表であるが、平成24年においては、自動車による過失致死傷罪に係る記録に対する受理件数が全体の96.3%を占めている。

【9表】 自動車による過失致死傷罪に係る照会受理件数

| 年次    | 受理件数   | 自動車による<br>過失致死傷罪 | その他           |
|-------|--------|------------------|---------------|
| 平成22年 | 23,743 | 22,989<br>96.8%  | 754<br>3.2%   |
| 平成23年 | 25,154 | 24,272<br>96.5%  | 882<br>3.5%   |
| 平成24年 | 27,245 | 26,242<br>96.3%  | 1,003<br>3.7% |

※上段：件数 下段：受理件数に対する比率

平成24年の受理・処理件数について、確定記録と不起訴記録別に区分したものが10表である。

平成24年の受理件数27,245件のうち、不起訴記録に対する受理件数が26,639件であり、受理件数の97.8%を占めている。

処理件数について、照会に対して全く応じなかった件数が占める割合は、確定記録が25.1%であるのに対し、不起訴記録は1.3%であり、不起訴記録に比して、確定記録については照会に応じない割合が高い。

【10表】 確定記録・不起訴記録別に見る受理・処理状況

| 年次               | 受理件数   | 処理区分別件数       |             |            |
|------------------|--------|---------------|-------------|------------|
|                  |        | 全て許可          | 一部許可        | 全く応じない     |
| 自動車による<br>過失致死傷罪 | 555    | 411(74.1%)    | 5(0.9%)     | 139(25.0%) |
|                  | 25,687 | 23,277(90.6%) | 2,145(8.4%) | 265(1.0%)  |
| その他              | 51     | 36(70.6%)     | 2(3.9%)     | 13(25.5%)  |
|                  | 952    | 712(74.8%)    | 154(16.2%)  | 86(9.0%)   |
| 合計               | 606    | 447(73.8%)    | 7(1.1%)     | 152(25.1%) |
|                  | 26,639 | 23,989(90.1%) | 2,299(8.6%) | 351(1.3%)  |

※上段：確定記録 下段：不起訴記録 ( )：受理件数に対する比率  
※「全て許可」には、身上・前科等関係書類については不許可としたものを含む。

#### 4 被害者又はその親族若しくはその代理人たる弁護士に係る不起訴記録の閲覧（謄写）状況

平成22年から平成24年までの受理・処理件数は11表のとおりであり、平成24年における受理件数は、前年から1,133件増加して、7,068件となっている。

これを処理区分別件数でみると、「全て許可」としたものが6,434件あり、全体の91.0%を占めている。

【11表】 被害者又はその親族若しくはその代理人たる弁護士に係る不起訴記録の閲覧（謄写）状況

| 年次    | 受理件数  | 処理件数           |             |            |
|-------|-------|----------------|-------------|------------|
|       |       | 全て許可           | 一部許可        | 全く応じない     |
| 平成22年 | 5,027 | 4,969<br>98.9% | 41<br>0.8%  | 17<br>0.3% |
| 平成23年 | 5,935 | 5,614<br>94.6% | 300<br>5.1% | 21<br>0.3% |
| 平成24年 | 7,068 | 6,434<br>91.0% | 616<br>8.7% | 18<br>0.3% |

※上段：件数 下段：受理件数に対する比率  
※「全て許可」には、身上・前科等関係書類については不許可としたものを含む。

受理件数について、自動車による過失致死傷罪とそれ以外の罪名で区分したものが12表であり、平成24年においては、自動車による過失致死傷罪に係る記録に対する受理件数が全体の95.0%を占めている。

【12表】 自動車による過失致死傷罪に係る受理件数

| 年次    | 受理件数  | 自動車による<br>過失致死傷罪 | その他         |
|-------|-------|------------------|-------------|
| 平成22年 | 5,027 | 4,833<br>96.1%   | 194<br>3.9% |
| 平成23年 | 5,935 | 5,671<br>95.6%   | 264<br>4.4% |
| 平成24年 | 7,068 | 6,718<br>95.0%   | 350<br>5.0% |

※上段：件数 下段：受理件数に対する比率

なお、平成24年における処理件数について、処理区分ごとに自動車による過失致死傷罪とそれ以外の罪名で区分したものが13表である。

【13表】 自動車による過失致死傷罪に係る処理件数

| 年次     | 処理件数  | 自動車による<br>過失致死傷罪 | その他         |
|--------|-------|------------------|-------------|
| 平成24年  |       |                  |             |
| 全て許可   | 6,434 | 6,180<br>96.1%   | 254<br>3.9% |
| 一部許可   | 616   | 532<br>86.4%     | 84<br>13.6% |
| 全く応じない | 18    | 6<br>33.3%       | 12<br>66.7% |

※上段：件数 下段：処理件数に対する比率  
※「全て許可」には、身上・前科等関係書類については不許可としたものを含む。

## 5 保管記録等の閲覧（謄写）に関して問題を生じた事例とその解決策について

平成24年における保管記録及び不起訴記録の閲覧（謄写）に関する問題事例とその解決策について報告のあった事例は次の1件である。

### 【事例】被害者遺族代理人である弁護士による被告人本籍の閲覧・謄写請求事案

#### 1 問題事例

自動車運転過失致死被告事件の保管記録につき、被害者の遺族の代理人である弁護士から、保険金交渉において被告人側と連絡が取れない状況にあり、被告人の所在を特定する必要があるため、裁判書中の被告人の本籍を閲覧・謄写できるよう配慮願いたい旨の申出があったもの。

#### 2 解決策

保管検察官において、被害者側の損害賠償請求権の行使に資することに鑑み、代理人である弁護士から、刑事確定訴訟記録法6条を遵守し、その目的のためのみに使用する旨の誓約書を徴取して閲覧・謄写させた。

## 6 保管記録等につき、民事訴訟法上の文書提出命令がなされた事案について

平成24年に文書提出命令がなされた事案は1件あり、その概要は次のとおりである。

### 【事案】勾留請求及び勾留期間延長請求の違法等を原因とする国家賠償請求事件

#### 1 事案の概要

交通違反を取締中の警察官に対する公務執行妨害、傷害被疑事件により不起訴（公務執行妨害罪につき起訴猶予、傷害罪につき嫌疑不十分）となった被疑者（以下「申立人」という。）が、事件は警察官のねつ造であって、逮捕は違法であり、検察官の勾留請求及び勾留期間延長請求等も違法、不当であると主張して、検察官及び裁判官の所属する国（以下「相手方」という。）に対して国家賠償を請求している訴訟において、不起訴記録中の逮捕者の供述調書、現行犯人逮捕手続書及び逮捕者による犯行再現状況を内容とする実況見分調書等について文書提出命令申立てがなされたもの。

#### 2 文書提出命令

##### （決定）

警察官又は検察官作成の逮捕者Aの供述録取書、警察官又は検察官作成の逮捕者Bの供述録取書、申立人の現行犯人逮捕手続書及び逮捕者Aによる犯行再現状況を内容とする逮捕日付けの実況見分調書、ビデオ撮影報告書又はその他のこれに関する捜査報告書（以下「本件文書」という。）を提出せよ。

##### （理由）

#### ○民事訴訟法220条3号後段の該当性について

本件勾留状は、これによって申立人の身体を自由を制約して、申立人にこれを受忍させるという相手方と申立人との間の法律関係を生じさせる文書であ

り、勾留請求書及び勾留延長請求に係る請求書も法律関係文書に該当するものということができ、そして、本件文書は、本件勾留請求又は本件勾留期間延長請求に当たって、刑訴規則148条1項又は同規則152条所定の各資料として、検察官が裁判官に提供したものであるから、これら文書もまた相手方と申立人との間の法律関係文書に当たるものというべきである。

#### ○刑事訴訟法47条との関係について

本件文書は不起訴記録であり、原則として公開が禁止される刑事訴訟法47条の「訴訟に関する書類」に該当し、その提出に当たっては、本件文書の保管者の裁量的判断が尊重されるべきであるが、その裁量権の範囲を逸脱し、又は濫用するものであると認められるときは、裁判所は当該文書の提出を命ずることができるものと解するべきである。

#### ○本件文書の証拠調べの必要性等について

本件被疑事件は外形的証拠に乏しく、よるべき関係者の供述に対立がある事案であるところ、本件勾留請求及び本件勾留期間延長請求において、検察官が申立人には罪を犯したことを疑うに足る相当な理由があると判断したことについて違法性の有無を判断するには、当時の逮捕者の供述内容等を可能な限り忠実に再現する必要があると考えられるが、現在の記憶に基づく供述を得ても、そのような再現をすることは著しく困難といわざるを得ず、本件文書に代替し得る的確な証拠方法は見当たらない。

本件被疑事件は、計画的な事件でも組織的事件でもないこと、不起訴処分がされてから4年を超えて公訴を提起されていないことが認められ、今後更に捜査が継続されるものとも考え難いところであり、相手方が本件文書を提出したとしても、捜査の実効性を害したり、刑事裁判に対する不当な影響を生じたりする具体的なおそれがあるとは考え難い。

本件被疑事件は、現職の警察官である逮捕者の職務執行中に起こったものであるから、本件文書が提出されることによって、同人らの名誉やプライバシーが不当に侵害されることになるともいえず、また、一件記録によっても、その他の第三者の名誉やプライバシーを侵害する具体的なおそれがあるとはうかがわれない。

以上より、本件文書の提出を拒否した検察官の判断は、その裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものというべきである。

#### 3 その他

提出を命じられたいずれの文書も勾留請求及び勾留期間延長請求の際に検察官が裁判所に提出した刑事事件記録であり、法律関係文書に該当しない旨強く主張できないこと、また、上記各文書の記載内容に照らして、刑事訴訟法47条の弊害を具体的に強く主張することは困難であることから、上記各文書につき裁判所に提出した。

## 第2 保管記録閲覧等に関する処分に対する不服申立事件について

平成24年に当局へ報告のあった保管記録閲覧等に関する処分に対する不服申立事件の概要は次葉のとおりである。

保管記録閲覧等に関する処分に対する不服申立事件(平成24年)

| 番号 | 不許可書面等<br>閲覧等請求理由                   | 不許可の根拠                   | 裁判結果                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 備考 |
|----|-------------------------------------|--------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 1  | 保管記録<br><br>別件民事訴訟準備のため<br>(請求者：一般) | 刑事確定訴訟記録法<br>4条2項4号、5号   | 【一部認容】<br>本件記録のうち、被告人の身上関係や被害者等関係者の名義に関する部分については、犯人の被害及び更生を著しく妨げることとなるおそれがある、あるいは、関係者の名義又は生活の平穏を著しく害することとなるおそれがあると認められる。<br>他方、上記部分を除く本件記録については、上記部分に比べると、プライバシー性が低く、これを申立人に閲覧させても、上記理由があるとまでは認められない。                                                                                                         |    |
| 2  | 保管記録、裁判書<br><br>私的研究のため<br>(請求者：一般) | 刑事確定訴訟記録法<br>4条2項3号、5号   | 【棄却】<br>本件保管記録には強姦罪等に関連する具体的な行為や行為の前後の経緯等が相当に詳細かつ具体的に記載されているから、一般的に閲覧を認めると人心に不良の影響を及ぼすような状態が引き起こされる危険が後に認められる。<br>また、関係者の経歴、家族構成、勤務先、交際関係その他の身上関係等個人的な秘密に関する事項も多く記載されており、これらの部分とその余の部分の区別が明瞭としていないため分離することは困難、かつ、具体的な閲覧目的が明らかでない。<br>判決書についても保管記録と大きく変わるところがない。                                               |    |
| 3  | 裁判書<br><br>裁判員裁判の勉強のため<br>(請求者：一般)  | 刑事確定訴訟記録法<br>4条2項3号ないし5号 | 【一部認容】<br>申立人に権利の濫用といえるような不法・不当な目的があるとは認められない。<br>また、保管記録の中でも終局裁判の判決書の閲覧は、それ以外の部分の閲覧に比べて刑事確定訴訟記録法4条2項3号ないし5号に列挙する制限事由に当たる場合が類型的に極めて少ないと考えられる上、国家の刑罰権の行使に関して裁判所の判断を示したものと見て、これを一般の閲覧に供する必要性は高い。<br>当該判決書には公序良俗に反するような残虐な場面の描写等はなく、これを事件と無関係の申立人に閲覧させたからといって、検察官がというようなおそれが生じるとは認められない(被告人の本籍、住所、職業、犯罪前科の欄を除く。) |    |

保管記録閲覧等に関する処分に対する不服申立事件(平成24年)

| 番号 | 不許可書面等<br>閲覧等請求理由                                                                           | 不許可の根拠                   | 裁判結果                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 備考                                         |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 4  | 裁判書<br><br>裁判員制度の授業に<br>使用するため<br>(請求者：一般)                                                  | 刑事確定訴訟記録法<br>4条2項3号ないし5号 | 【認容】<br>保管検察官は、本件判決書の記載内容のうち、被告人の身上及び前科等につき閲覧させない措置を採っていること等が認められるが、本件においては、刑事確定訴訟記録法施行規則8条3項に規定する不開示の旨及びその理由の通知を書面によって行っていない。<br>したがって、本件一部不許可処分は、同項の定める要件を欠いた違法があり、取消しを免れない。<br>なお、申立人は、不許可部分の閲覧許可も求めているが、本件処分を取り消した場合、保管検察官において新たに申立人の閲覧請求に対する処分をすべきことになるから、主文においては、取り消すにとどめることとする。                                                                        | 過誤事案                                       |
| 5  | 裁判書<br><br>別件民事裁判に使用<br>するため<br>(請求者：一般)                                                    | 刑事確定訴訟記録法<br>4条2項4号、5号   | 【認容】<br>判決書の一般の閲覧に供する必要性の高さに鑑みると、本件では、申立人がプライバシー部分を除く範囲での閲覧請求をしていたのであるから、保管検察官において、請求人に釈明を求めてその限定の趣旨を認認した上、閲覧の範囲を検討していれば、閲覧を許可することができたはずであり、その検討をしないまま、民事裁判においてその内容が明らかにされるおそれがあるというだけの理由で閲覧制限事由に当たるとして判決書全部の閲覧請求を不許可とした保管検察官の処分には記録法4条2項4号、5号の解釈適用を誤った違法があるとみざるを得ない。                                                                                         | 最高裁の<br>職権判断<br>により原<br>決定を取り<br>消した事<br>例 |
| 6  | 保管記録<br><br>同一被告人に対する<br>別件常習犯罪初犯被<br>告事件の上告趣意書<br>作成のため<br>(請求者：被告人に<br>対する別件被告事件<br>の弁護人) | 刑事確定訴訟記録法<br>4条2項5号      | 【認容】<br>本件不許可処分は、私人である逮捕者及び被害者の身上等に関する部分であり、これらを閲覧させることは関係者の名義又は生活の平穏を著しく害することとなるおそれがあると認められる。<br>しかしながら、申立人は、保管記録に係る同一被告人に対する別件被告事件の弁護人であり、その弁護活動の一環として当該前科の事実関係等を調査する目的という事情の下においては、申立人の地位、閲覧目的及び閲覧対象となる事項の性質に照らし、閲覧の必要性に比して、関係者の名義又は生活の平穏を著しく害するおそれは比較的小さく、本件不許可部分の閲覧を認めることにより生じる弊害は大きくない。<br>したがって、申立人は、刑事確定訴訟記録法4条2項ただし書の保管記録の閲覧につき正当な理由があると認められる者に該当する。 |                                            |

## 保管記録閲覧等に関する処分に対する不服申立事件(平成24年)

| 番号 | 不許可等<br>閲覧等請求理由                                                                   | 不許可の根拠                       | 裁 判 結 果                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 備 考                                                   |
|----|-----------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|
| 7  | 裁判書<br><br>裁判員制度の授業に<br>使用するため<br>(請求者：一般)                                        | 刑事確定訴訟記録法<br>4条2項3号ないし<br>5号 | 【一部認容】<br>保管検察官は、本件判決書の記載内容のうち、被告人の身上及び前科に関する部分のほか、①各被害者や目撃者等関係者の氏名及び住所、②被告人及び被害者が当時所属していた各暴力団の名称、拠点及び所在地、③求刑について閲覧を不許可とする処分をした。<br>前記①②は記録法4条2項4号及び5号に該当し、裁判の公開や新聞報道等で広く公開されていることをもって、各号の弊害が生じなくなるということとはできないし、本件被告事件の理解のために①②の閲覧が必要であるという特段の事情は認められず、同条2項ただし書の閲覧につき正当な理由があると認められる者には該当しない。<br>③は、これを申立人に閲覧させることによって記録法4条2項3号ないし5号にいう各おそれがあると認めることはできない。したがって、保管検察官が求刑部分について不許可とした処分は違法である。                                                                      | 番号4の<br>裁判後、<br>一部不許<br>可通知を<br>したこと<br>についての<br>申立事件 |
| 8  | 保管記録(戸籍又は<br>住所部分)<br><br>被告人へ民事訴訟の<br>訴状を送達するため<br>(請求者：別件民事<br>事件の相手方)          | 刑事確定訴訟記録法<br>4条2項5号          | 【棄却】<br>本件申立事件の趣旨及び理由は、判決書について閲覧不許可とした検察官の処分に不服があるというものであるが、申立人のした閲覧請求は訴訟記録についてされたものであって、判決書等の裁判書は対象としていないものと認められ、同請求に対してされた検察官の閲覧不許可処分は判決書についてされたものではないから、本件申立事件の申立ては理由がない。                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                       |
| 9  | 保管記録(被告人及<br>び共犯者の供述調<br>査)<br><br>民事訴訟のため<br>(請求者：被告人に<br>係る別件民事訴訟事<br>件の相手方弁護士) | 刑事確定訴訟記録法<br>4条2項5号          | 【一部認容】<br>被告人の供述調査中のAとの関係を供述している部分は、被告人の交友関係に関わるものであるものの、その内容が抽象的なものとどまっていることからすると「関係者の名義又は生活の平穩を著しく害することとなるおそれがある」とまでは認められない。<br>共犯者の供述調査中のAとの関係を供述している部分は、Aの生活状況等の私的事項と密接に関わる表現で具体的に記載されていること等に照らすと、これを申立人に閲覧させることにより記録法4条2項5号の閲覧制限事由に該当する。<br>また、共犯者の供述調査の閲覧目的は、当該刑事事件とはおよそ関係のない民事訴訟事件において、たまたま利用可能な証拠資料があるかも知れないとして、その証拠収集のために閲覧を求めるに過ぎないものであることなどから、申立人に対し閲覧を認めるべき「正当な理由」があるとまでは認められない。<br>なお、口頭のみで行われた共犯者の供述調査の閲覧請求は、そもそも保管記録閲覧請求書を保管検察官に提出しておらず違法であると解される。 |                                                       |